

静岡県教育委員会告示第7号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和6年3月15日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後																																						
<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インクルーシブ支援員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県立学校（静岡県教育委員会組織規則第2条第1項第5号に規定する県立学校をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スクール・サポート・スタッフ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		インクルーシブ支援員	(略)	外国語指導講師	(略)	(略)		職員の区分	職務内容	(略)		スクール・サポート・スタッフ	(略)	<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インクルーシブ支援員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国際交流アドバイザー</u></td> <td>高校生等の国際交流の充実を図る業務</td> </tr> <tr> <td><u>スーパーサイエンスハイスクールコーディネーター</u></td> <td>スーパーサイエンスハイスクールの活動推進の支援に関する業務</td> </tr> <tr> <td>外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県立学校（静岡県教育委員会組織規則第2条第1項第5号に規定する県立学校をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スクール・サポート・スタッフ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>スーパーサイエ</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		インクルーシブ支援員	(略)	<u>国際交流アドバイザー</u>	高校生等の国際交流の充実を図る業務	<u>スーパーサイエンスハイスクールコーディネーター</u>	スーパーサイエンスハイスクールの活動推進の支援に関する業務	外国語指導講師	(略)	(略)		職員の区分	職務内容	(略)		スクール・サポート・スタッフ	(略)	<u>スーパーサイエ</u>	
職員の区分	職務内容																																						
(略)																																							
インクルーシブ支援員	(略)																																						
外国語指導講師	(略)																																						
(略)																																							
職員の区分	職務内容																																						
(略)																																							
スクール・サポート・スタッフ	(略)																																						
職員の区分	職務内容																																						
(略)																																							
インクルーシブ支援員	(略)																																						
<u>国際交流アドバイザー</u>	高校生等の国際交流の充実を図る業務																																						
<u>スーパーサイエンスハイスクールコーディネーター</u>	スーパーサイエンスハイスクールの活動推進の支援に関する業務																																						
外国語指導講師	(略)																																						
(略)																																							
職員の区分	職務内容																																						
(略)																																							
スクール・サポート・スタッフ	(略)																																						
<u>スーパーサイエ</u>																																							

非常勤嘱託員	(略)

(3) (略)

2 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等

(1) (略)

(2) 別表第1に掲げる職員にかかる期末手当基礎額の算定に当たっては、規則第9条第2項中「当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額」とあるのは、「会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項の規定により定められた報酬の基本額に162.75を乗じて得た額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 全国的に統一して定められた基準に基づき任命権者が定める給与

(1) (略)

(2) 別表第2に掲げる職員には、条例第11条に規定する期末手当を支給しない。

(3) (略)

5 期末手当の支給日

規則第14条の任命権者が定める期末手当の支給日は、別表第4の職員の区分欄及び基準日欄に掲げる職員の区分及び基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その前において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。

別表第1 (略)

<u>ンスハイスクー</u>	<u>スーパーサイエンスハイスクールの</u>
<u>ルコーディネー</u>	<u>活動推進の支援に関する業務</u>
<u>ター</u>	
非常勤嘱託員	(略)

(3) (略)

2 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等

(1) (略)

(2) 別表第1に掲げる職員にかかる期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の算定に当たっては、規則第9条第3項中「当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額」とあるのは、「会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項の規定により定められた報酬の基本額に162.75を乗じて得た額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 全国的に統一して定められた基準に基づき任命権者が定める給与

(1) (略)

(2) 別表第2に掲げる職員には、条例第11条に規定する期末手当及び勤勉手当を支給しない。

(3) (略)

5 期末手当及び勤勉手当の支給日

規則第14条の任命権者が定める期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第4の職員の区分欄及び基準日欄に掲げる職員の区分及び基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その前において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。

別表第1 (略)

職員の区分		報酬の基本額 (時間額)
教育部 に勤務 する職 員	教育職員	<u>1,648円</u>
	(略)	
	スクールソ ーシャルワ ーカー	社会福祉士、 精神保健福祉 士等専門的な 資格を有する 者 (略)
	(略)	
	インクルーシブ支援員	(略)
県立学 校に勤 務する 職員	非常勤講師	<u>2,820円</u>
	(略)	
	乳幼児発達支援指導員	<u>1,740円</u>
	実習支援指導員	<u>1,740円</u>
	(略)	
	初任者研修指導員 (養護)	<u>2,820円</u>
	初任者研修指導員 (栄養)	(略)
スクール・サポート・スタッ フ	(略)	
小学校 等に勤 務する 職員	非常勤講師	<u>2,820円</u>
	初任者研修指導員 (養護)	<u>2,820円</u>
	初任者研修指導員 (栄養)	(略)
	(略)	

別表第4 期末手当の支給日

(略)

職員の区分		報酬の基本額 (時間額)
教育部 に勤務 する職 員	教育職員	<u>1,716円</u>
	(略)	
	スクールソ ーシャルワ ーカー	社会福祉士、 精神保健福祉 士等専門的な 資格を有する 者 (略)
		上記以外の者 <u>1,500円</u>
	(略)	
	インクルーシブ支援員	(略)
	国際交流アドバイザー	<u>1,716円</u>
	スーパーサイエンスハイスク ールコーディネーター	<u>1,716円</u>
	非常勤講師	<u>2,830円</u>
	(略)	
県立学 校に勤 務する 職員	乳幼児発達支援指導員	<u>1,787円</u>
	実習支援指導員	<u>1,787円</u>
	(略)	
	初任者研修指導員 (養護)	<u>2,830円</u>
	初任者研修指導員 (栄養)	(略)
	(略)	
	スクール・サポート・スタッ フ	(略)
スーパーサイエンスハイスク ールコーディネーター	<u>1,716円</u>	
小学校 等に勤 務する 職員	非常勤講師	<u>2,830円</u>
	初任者研修指導員 (養護)	<u>2,830円</u>
	初任者研修指導員 (栄養)	(略)
	(略)	

別表第4 期末手当及び勤勉手当の支給日

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。